

個人事業主の皆様へ

～ 移住支援金対象法人登録の御案内 ～

登録
”無料”

秋田県では、市町村と共同で、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)からのAターン就職者に最大200万円の移住支援金を支給しています。

本制度の対象法人には、伝統工芸などにおいて、技術・技能の承継や後継育成のための人材を求める個人事業主も含まれることから、改めて登録の御案内をいたします。

Aターン就職者が移住支援金を受給するには、「就業先が移住支援金対象法人として県に登録されていること」が条件となりますので、個人事業主の皆様には、この機にぜひとも御登録いただき、Aターン希望者への求人活動に御活用ください。

移住支援金とは

① 一般分

東京都23区在住者または東京圏から23区内に通勤する方が、移住支援金対象法人に就職した場合

家族で移住 100万円/世帯
単身で移住 60万円/世帯

② 県単独支援分(加算分)

先進技術の活用を担う人材として、また人材不足が特に深刻な分野において就職する技術職・専門職である場合、さらに

家族で移住 100万円/世帯
単身で移住 60万円/世帯

最大
200万円を
支給

「移住支援金対象法人(マッチング支援対象法人)」とは

移住支援金対象法人に認定されると、移住支援金支給の条件となる就業先法人として県に登録するほか、ウェブサイトにも求人情報を掲載するとともに、Yahoo!しごと検索等にも掲載されます。

移住支援金対象法人の要件

- ・ 東京圏に本社がある企業や大資本の企業等を除く
- ・ 製造業、農林水産業、情報関連、観光関連など地域経済を牽引する産業
- ・ 建設業、運輸業、医療福祉など地域の安全安心を支える産業

※ この他にも要件がありますので、詳細は下記サイトをご覧ください。

登録申請方法等の詳細については、「秋田移住支援金マッチングサイト」を御覧ください。

お問合せ先 / 秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課 TEL:018-860-1234 Mail:iju@pref.akita.lg.jp

